平成２４年（フ）第７６号
山口県防府市大字新田252番地の１
債務者　株式会社三和食品工業所
代表者代表取締役　藤井　勝政
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
４　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉228番地５
加納孝雄方
債務者　加納　　真（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第５号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉228番地５
加納孝雄方
債務者　加納　里桂
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
愛知県犬山市大字五郎丸字前田６番地１アルカサール105
債務者　山田　定雄
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　國光　健宏
４　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第５５号
札幌市東区本町１条５丁目６番11号　ホワイトバァーチⅠ203号
債務者　宍戸　基之
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
４　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
北海道伊達市山下町138番地
債務者　掛川　光春
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
４　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
新潟県三条市石上３丁目11番35号
債務者　稲田　憲治
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
４　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県柳川市本城町72番地15
債務者　日高　惠治
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙峰　　真
４　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
宮城県多賀城市笠神３丁目11番33号、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字表浜一23番地の８
債務者　秋葉　秀雄
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
４　破産債権の届出期間　平成24年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
岡山県玉野市長尾1609番地202
債務者　宇津　　晃
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水田美由紀
４　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４号
愛媛県四国中央市川之江町2529番地165
債務者　石津　清輔
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第４４１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目16番15号金森方、住民票上の住所千葉県船橋市旭町３丁目12番34号
債務者　有井　　元
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
４　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９５号
千葉市若葉区若松町502番地205
債務者　飯豊　幸一
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中溝　明子
４　破産債権の届出期間　平成24年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６０号
千葉市緑区あすみが丘５丁目14番地14
債務者　森山　　勝
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　太郎
４　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係